平成25年度第2回

清水海岸侵食対策検討委員会

日時:平成26年2月28日(金)

14 時 00 分~16 時 00 分

於:清水マリンビル6階大会議室

(静岡市清水区日の出町9-25)

議事次第

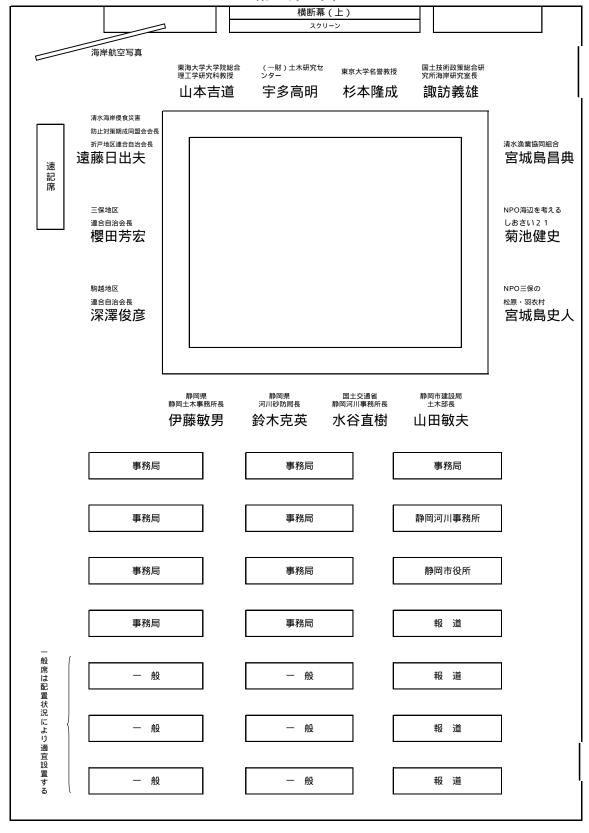
- 1 開 会
- 2 挨 拶
- 3 議事
- (1)消波堤区間の景観改善のあり方について
- (2)清水海岸の現状と対応
- 4 閉 会

< 配 布 資 料 >

- 1 議事次第
- 2 配席図
- 3 設置規約
- 4 委員名簿
- 5 資料 1 平成 25 年度第 2 回清水海岸侵食対策検討委員会 検討資料 (本編)
- 6 資料 2 平成 25 年度第 2 回清水海岸侵食対策検討委員会 検討資料(資料編)
- 7 資料 3 三保松原の景観改善を考えるシンポジウム開催結果概要

平成 25 年度第 2 回清水海岸侵食対策検討委員会

配席図



清水海岸侵食対策検討委員会設置規約

(名称)

第1条 本会は「清水海岸侵食対策検討委員会」(以下「委員会」)と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、清水海岸の現状と課題を明らかにし、今後の侵食対策について検討すること を目的とする。

(構成等)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員により構成するものとする。

(委員長)

- 第4条 委員会には委員の互選により委員長を置くものとする。
- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総括するものとする。
- 3 委員長に事故等のある場合は、委員長があらかじめ指名する委員が会務を代行するものとする。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めるとき、若しくは委員から要請があった場合に開催する。 また、会議の議長は委員長がこれにあたる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、静岡県静岡土木事務所に置くものとする。

(意見聴取)

第7条 委員が必要と認めるときは、委員以外(参考人)に出席を求め、意見を聴取することができる。

(情報公開)

第8条 委員会は原則公開とする。

(雑則)

第9条 この規約に定めがなき事項については、必要に応じて委員会の承認を得て、定めるものと する。

(附則)

この規約は、平成18年6月7日から施行する。

(昭伊)

この規約は、平成 22 年 11 月 2 日から施行する。 (附則)

この規約は、平成 24 年 3 月 23 日から施行する。 (附則)

この規約は、平成25年10月16日から施行する。

清水海岸侵食対策検討委員会 委員名簿

職名	氏 名	区分
東京大学 名誉教授	すぎもと たかしげ 杉本 隆成	学識者
財団法人 土木研究センター 常務理事	うだ たかあき 宇多 高明	学識者
東海大学大学院総合理工学研究科 教授 工学部土木工学科 教授	やまもと よしみち 山本 吉道	学識者
国土交通省国土技術政策総合研究所 河川研究部 海岸研究室長	諏訪 義雄	学識者
三保地区連合自治会長	まくら だ よしひろ 櫻田 芳宏	地域住民
折戸地区連合自治会長	えんどう ひでま 遠藤 日出夫	地域住民
駒越地区連合自治会長	深澤 俊彦	地域住民
清水海岸侵食災害防止対策促進期成同盟会長	えんどう ひでま 遠藤 日出夫	関係団体
清水漁業協同組合 代表理事組合長	みや ぎ しま まさのり 宮城島 昌典	関係団体
海辺を考える しおさい21 理事兼事務局長	**	関係団体
三保の松原・羽衣村 理事長	みやぎしま ふみひと 宮城島 史人	関係団体
国土交通省 静岡河川事務所長	^{みずたに なお き} 水谷 直樹	行 政
静岡県河川砂防局長	すずき かついで 鈴木 克英	行 政
静岡県静岡土木事務所長	りょう としま 伊藤 敏男	行 政
静岡市建設局土木部長	サまだ としま 山田 敏夫	行 政